



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *4 行政書士法施行細則の一部を改正する規則(市町村課)
 - *5 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)
- 告示
 - 191 平成20年度和歌山県版下等作成職員派遣業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務学事課)
 - 192 平成20年度課税調査事務業務事務職員派遣業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(税務課)
 - 193 救急病院の認定 (医務課)
 - 194 救急診療所の認定 (")
 - 195 救急病院の認定 (")
 - 196 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 197 新道路の供用開始等 (")
 - 198 道路の区域変更 (")
 - 199 " (")
 - 200 新道路の供用開始等 (")
 - 201 平成20年度築港小型船舶けい留施設管理運営業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管理整備課)
 - 202 文書等てい送業務民間委託事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 公告
 - 入札公告 (総務学事課)
 - " (税務課)
 - " (管理整備課)
 - " (警察本部)
- 監査公表
 - 監査公表第3号
 - 監査公表第4号
 - 監査公表第5号
 - 監査公表第6号
- 正誤
 - 平成19年10月1日付け和歌山県報号外(4)和歌山県人事委員会規則第29号中
 - 平成19年10月1日付け和歌山県報号外(4)和歌山県人事委員会規則第30号中
 - 平成19年10月1日付け和歌山県報号外(4)和歌山県人事委員会規則第31号中

規 則

和歌山県規則第4号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和26年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第13条第2項」を「第13条の22第2項」に改める。

第9条中「法第17条第1項」を「施行規則第17条の2第1項第5号」に改める。

別記第2号様式中「第13条」を「第13条の22」に、「当該吏員に行政書士」を「当該職員に行政書士又は行政書士法人」に改め、「関係書類」の次に「(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、「当該吏員にその」を「当該職員にその」に、「当該吏員は」を「当該職員は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第5号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則(平成19年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第16条を第19条とする。

第15条第1項中「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第18条とする。

第14条第2項中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第17条とする。

第13条を第16条とする。

第12条第2項中「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第15条とする。

第11条第1号中「前条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3号中「医師の業務(以下「医業」という。)」を「医業」に、「並びに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修及び医師の専門性に関する研修(以下「研修等」という。)」を「及び研修等」に改め、同条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(返還債務の免除)

第11条 修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例(平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。)の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、地域医療医師確保修学資金返還免除申請書(別記第9号様式)に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定通知等)

第12条 知事は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、修学資金の返還債務の免除につき決定をしたときは、地域医療医師確保修学資金返還免除決定通知書(別記第10号様式)により、その旨を申請者に通知する。

(期間の計算方法)

第13条 条例本則の表地域医療医師確保修学資金の項免除の条件の欄第1号に規定する業務従事期間を計算する場合は、医業(同号に規定する「医業」をいう。以下同じ。)に従事し、又は研修等(同号に規定する「研修等」をいう。以下同じ。)を受けた初めの日の属する月から医業に従事し、又は研修等を受けなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

2 条例本則の表地域医療医師確保修学資金の項免除の条件の欄第1号の修学資金の貸与を受けた期間を計算する場合は、修学資金の貸与を受けた初めの日の属する月から修学資金の貸与を受けなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、修学資金の貸与を受けた初めの日の属する月から修学資金の貸与を受けなくなった日の属する月までの月数が12月に満たない場合には、これを12月として計算するものとする。

別記第6号様式中「(平成19年和歌山県規則第 号)第11条」を「(平成19年和歌山県規則第90号)第10条」に改める。


別記第11号様式中「(第15条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第10号様式中「(第14条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第9号様式中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第8号様式の次に次の2様式を加える。

別記第 9 号様式 (第 1 1 条関係)

地域医療医師確保修学資金返還免除申請書		
1 貸与を受けた修学資金の額	円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 大学を卒業した年月日	年	月 日卒業
4 医籍登録番号及び登録日	第 号	年 月 日登録
5 勤務等した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
6 やむを得ない理由により医業等に從事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
7 免除を受けようとする事由		
<p>上記のとおり和歌山県地域医療医師確保修学資金の返還の債務免除を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">決定番号 第 号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div>		

注 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

別記第 10 号様式 (第 12 条関係)

(その 1)

地域医療医師確保修学資金返還免除決定通知書 (免除する場合)

第 号
年 月 日

決定番号 第 号
住 所
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった地域医療医師確保修学資金返還免除については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 返還免除額 円
- 3 貸与期間 年 月分から 年 月分まで

(その 2)

地域医療医師確保修学資金返還免除決定通知書 (免除しない場合)

第 号
年 月 日

決定番号 第 号
住 所
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった地域医療医師確保修学資金返還免除については、下記の理由により免除しないことに決定したので通知します。

記

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第191号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県報版下等作成職員派遣業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成20年度和歌山県報版下等作成職員派遣業務

(2) 契約期間

平成20年4月1日(火)から平成22年3月31日(水)まで。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても、平成20年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月22日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社又は本店を有する者であること。
- (6) 平成20年2月22日(金)以前の直近3年間において、地方公共団体の作成する法令文書等に関するデータ作成業務を良好に行った実績がある者であること。
- (7) マイクロソフト株式会社が実施するマイクロソフトオフィススペシャリスト(ワードに関するものに限る。)の資格を有する職員又は和歌山県が同等の資格を有すると認める職員を派遣することができる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 2の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し

サ 2の(7)に掲げる資格を証明する書類及び派遣することができることを証する書面の写し

ただし、資格審査申請時点で和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿に登録されている者にあっては、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、イからクまでの書類の提出を省略することができる。

(2) (1)の ア、イ、オ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月22日(金)から平成20年2月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月4日(火)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月26日(火)から平成20年3月4日(火)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

- 6 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年3月7日(金)までに郵送により送付する。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、平成20年3月12日(水)までに書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
(4) 説明に対する回答については、平成20年3月14日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第192号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度課税調査事務業務事務職員派遣業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間
(1) 業務の名称
平成20年度課税調査事務業務事務職員派遣業務
(2) 契約期間
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項
この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月22日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。
(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
(4) 国税、県税及び市町村民税を滞納していない者であること。
(5) 過去2年間に、国、地方公共団体等とはほぼ同種、同規模の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。

- (6) 和歌山県内に本社又は本店及び事業所を有する者であること。
(7) この競争入札執行の1年前から引き続き労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の許可を受けている者であること。
(8) Windows系パソコン及びMicrosoft-Officeのビジネスソフト(ワード及びエクセル)の基本操作ができる職員を派遣できる者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配付方法等
(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
ア 競争入札参加資格審査申請書
イ 営業概要書
ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
エ 印鑑証明書
オ 使用印鑑届
カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
(ア) 法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税
(イ) 和歌山県が課税する県税全税目
(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては直近1年度分の市町村民税)
ク 誓約書
ケ 2の(5)に掲げる実績を有することを証明する書面
コ 2の(7)に掲げる許可証の写し
サ 委任状(申請者が代理人を選定した場合)
ただし、資格審査申請時点で和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿に登録されている者には、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、イからケまでの書類の提出を省略することができる。
- (2) (1)のア、イ、オ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月22日(金)から平成20年2月27日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10

時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配付を行う。
また、これらの用紙は、和歌山県総務部総務管理局税務課のホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後、平成20年3月5日(水)までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階商工観光労働総務課労働相談室

(2) 日時

平成20年2月29日(金)午前11時から

5 資格審査書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月29日(金)から平成20年3月7日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査書類の配付の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2183(直通)
ファクシミリ番号 073-423-1192

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果

資格審査申請者には、競争入札資格結果通知書を平成20年3月12日(水)までに郵送により送付する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月14日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明による回答については、平成20年3月18日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第193号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人研医会田辺中央病院
- 2 所在地 田辺市新新町147
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第194号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 坂田整形外科医院
- 2 所在地 田辺市上の山一丁目13番22号
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第195号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 国保すさみ病院
- 2 所在地 西牟婁郡すさみ町周参見2380
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
東牟婁郡北山村大字七色字神田坪317番2地先から同村大字七色字地藏ノ元16番3地先まで	旧	4.20	664.00	上七色橋
		8.10		七色橋
同上	旧	8.20	637.00	新七色橋
		33.00		L=26.00
		8.20		新七色橋

同上	新	33.00	637.00	L=26.00
----	---	-------	--------	---------

和歌山県告示第197号

平成20年和歌山県告示第196号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年2月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡広川町大字唐尾字鈴河西原1565番14地先から同町大字唐尾字鈴河西原1557番1地先まで	旧	9.70 12.40	125.00	
同上	新	11.95 29.10	125.00	

和歌山県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
御坊市湯川町小松原字蛭田坪445番4地先から同市湯川	旧	5.90	334.50	

町小松原字蛭田坪463番1地先まで		7.10		
同上	新	11.80 16.40	334.50	

和歌山県告示第200号

平成20年和歌山県告示第199号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年2月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度築港小型船舶けい留施設管理運営業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称
平成20年度築港小型船舶けい留施設管理運営業務

(2) 契約期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(3) 業務委託期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月22日（金）現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 委託業務を行う者のうち少なくとも1名は1級又は2級

小型船舶操縦免許証を有するものを配置できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届(代表者自身が実印以外の印鑑を使用する場合に提出すること。)
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、平成20年2月22日(金)時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月22日(金)から平成20年3月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月3日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月22日(金)から平成20年3月3日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所
和歌山県和歌山市築港6丁目22番地

郵便番号 640-8287

電話番号 073-431-7266

ファクシミリ番号 073-431-7165

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年3月11日(火)までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月21日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年3月25日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第202号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、文書等てい送業務民間委託事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び内容

- (1) 業務の名称
文書等てい送業務民間委託事業
- (2) 業務の内容
仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月22日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。

- (5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条に定める一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者であること。
 - (6) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
 - (7) 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第4条に定める公安委員会の認定を受けた者であること。
 - (8) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、てい送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応が可能な者であること。
 - (9) 法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2名以上雇用している者であること。
 - (10) 法第2条第1項第3号に規定する業務の実績があり、かつ、過去に法における行政処分を受けていない者であること。
 - (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
 - (12) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(発行後3か月を経過していないもの)及び定款
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - オ 使用印鑑届
 - カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - キ 2の(5)、(6)及び(7)に掲げる資格を証する許可状又は認定証等の写し
 - ク 1か月分の勤務計画予定表
 - ケ 誓約書
 - コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - (2) (1)のア、オ及びクからコまでに掲げる申請書類の

- 用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月22日(金)から平成20年2月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面により4に掲げる期間に行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間
- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月22日(金)から平成20年3月10日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 書類の配付及び受付場所
- 和歌山県警察本部警務部警務課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(代表)
- 6 資格審査の結果通知
- 資格審査の結果は、郵便により平成20年3月13日(木)までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成20年3月14日(金)までに書面により求めることができる。
 - (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答については、平成20年3月19日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 - (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成20年度和歌山県報版下等作成職員派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第16条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成20年度総学第1号

<p>(2) 調達役務の名称 和歌山県報版下等作成職員派遣業務</p> <p>(3) 調達役務の仕様等 仕様書による。</p> <p>(4) 調達役務の場所 和歌山県総務部総務管理局総務学事課が指定する場所</p> <p>(5) 契約期間 平成20年4月1日(火)から平成22年3月31日(水)まで。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても、平成20年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成20年度和歌山県告示第191号に規定する平成20年度和歌山県報版下等作成職員派遣業務の競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階 和歌山県総務部総務管理局総務学事課</p> <p>(2) 期間 平成20年2月22日(金)から平成20年2月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで</p> <p>4 仕様書を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)と同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)と同じ。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成20年3月4日(火)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明書を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)と同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)と同じ。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月4日(火)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p>	<p>ア 入札場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館3階 防災対策室C</p> <p>イ 入札日時 平成20年3月21日(金) 午前10時30分から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月21日(金)午前9時までに和歌山県総務部総務管理局総務学事課へ必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入</p>
--	--

札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度課税調査事務業務事務職員派遣業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号
平成20年度税第1号
- (2) 調達役務の名称
平成20年度課税調査事務事業にかかる事務職員の派遣業務
- (3) 調達役務の仕様等
仕様書による。
- (4) 調達役務の場所
和歌山県税事務所が指定する場所
- (5) 履行期間
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第192号に規定する平成20年度課税調査事務事業にかかる事務職員派遣業務の入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階

和歌山県総務部総務管理局税務課

電話 073-441-2183(直通)

(2) 期間

平成20年2月22日(金)から平成20年2月27日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は平成20年3月5日(水)午後4時までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対し

て書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとする。その後は平成20年3月5日(水)午後4時までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階商工観光労働総務課労働相談室

(2) 日時

平成20年2月29日(金)午前11時から

7 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階商工観光労働総務課労働相談室

イ 入札日時

平成20年3月19日(水)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) この入札は、持参によって行うものとし、郵便及び電信による提出は認めないものとする。

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札書の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、

無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 入札執行の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局税務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局税務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約書の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局税務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183(直通)

ファクシミリ番号 073-423-1192

(2) この競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度築港小型船舶けい留施設管理運営業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 調達役務の名称

築港小型船舶けい留施設管理運営業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

築港小型船舶けい留施設

和歌山市築港1丁目20番地先

(5) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(6) 業務委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第201号に規定する平成20年度築港小型船舶けい留施設管理運営業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市築港6丁目22番地

和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所

(2) 期間

平成20年2月22日（金）から平成20年3月3日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年3月3日（月）午後5時までの休日を除く日の間に和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月21日（金）午後5時までの休日を除く日の間に和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年3月25日（火）までに行う。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県和歌山市築港6丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 2F 会議室

イ 入札日時

平成20年3月28日（金）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月28日（金）正午までに和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条か

ら第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとす。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部和歌山下津港湾事務所

イ 所在地

和歌山県和歌山市築港6丁目22番地
郵便番号 640-8287
電話番号 073-431-7266
ファクシミリ番号 073-431-7165

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

文書等てい送業務民間委託事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 事業年度 平成20年度
- (2) 業務の名称
文書等てい送業務民間委託事業
- (3) 業務の内容
仕様書による。
- (4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第202号に規定する文書等てい送業務民間委託事業の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部警務部警務課(以下「警務課」という。)

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

(2) 日時

平成20年2月22日(金)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

<p>ア 場所 3の(1)と同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)と同じ。</p> <p>(2)(1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、警務課に対して平成20年3月10日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 一般競争入札の執行の場所及び日時等</p> <p>(1)一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階会議室</p> <p>イ 日時 平成20年3月21日(金)午後1時</p> <p>(2)(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札保証金に関する事項</p> <p>(1)入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2)入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3)入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>(1)契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2)契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 入札の無効</p>	<p>本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>10 入札執行方法の細目</p> <p>(1)入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2)この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3)落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4)落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5)開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。</p> <p>11 契約書の要否 要</p> <p>12 契約の締結における議会の議決の要否 否</p> <p>13 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。</p> <p>14 その他</p> <p>(1)この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県警察本部警務部会計課</p> <p>イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(代表)</p> <p>(2)この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(3)この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。</p>
---	---

監査公表

和歌山県監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成19年12月17日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年2月22日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県立なぎ看護学校	平成19年12月17日
和歌山県立串本高等学校	"
和歌山県立古座高等学校	"
和歌山県立新宮高等学校	"
和歌山県立新翔高等学校	"
和歌山県立みくまの養護学校	"
和歌山県串本警察署	"
和歌山県新宮警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成19年12月20日及び21日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年2月22日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
東牟婁振興局総務室	平成19年12月20日
東牟婁振興局健康福祉部	"
東牟婁振興局産業振興部	"
東牟婁振興局新宮建設部	"
東牟婁振興局健康福祉部串本支所	平成19年12月21日
東牟婁振興局串本建設部	"
和歌山県ふるさと定住センター	"
株式会社グルメ杵屋	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

東牟婁振興局健康福祉部

生活保護費返還金については、平成18年度末で約687万円が未収となっており、前年度末に比し約62万円増加している。

今後も、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行い、早期整理に努められたい。

東牟婁振興局新宮建設部

平成18年度末における土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、約739万円で、前年度に比し約24万円増加している。

しかしながら、平成17年度からの方針として長期高額滞納者に対する取組に重点を置いたことから、過年度分の徴収率は向上しているが、全体として徴収率は、0.96ポイント下落している。

今後も、県営住宅委託管理人とも連携し、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

東牟婁振興局健康福祉部串本支所

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約348万円となり、前年度末に比し約10万円余の増加となっている。

今後も、より一層、債務者及び連帯保証人に対し償還指導に努めるとともに、関係機関とも連携を密にし、債権管理に取り組みたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約839万円となっており、前年度末とほぼ同額であるが、特に過年度分の納付が滞っている。

今後も、未収金の早期整理に努めるとともに、世帯の状況把握に努め不正受給の発生防止を図られたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成20年1月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年2月22日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
財団法人和歌山県人権啓発センター	平成20年1月25日
ウインナック株式会社	"
財団法人和歌山県農業公社	"
財団法人和歌山県民総合健診センター	"
財団法人和歌山地域地場産業振興センター	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成20年1月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年2月22日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県土地開発公社	平成20年1月29日
和歌山県道路公社	"
和歌山県住宅供給公社	"
公立大学法人和歌山県立医科大学	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

和歌山県土地開発公社

ア 和歌山県土地開発公社の保有する土地のうち、紀泉台、長山及び蜂伏については住宅の分譲地として、また北勢田ハイテクパークについては企業団地として売却されつつある。残りの区画について、売却が困難なものもあるが、今後も、その売却に努力されたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地については、現状では売却等の具体的な動きがないが、今後早期処分にも努められるとともに、未成土地についてもその活用の方途を検討されたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先の地方公共団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。

和歌山県住宅供給公社

ア 平成18年度における分譲住宅等の販売実績は、厳しい経済情勢を反映しながらも、種々努力の結果、計18区画を販売し、残数が33区画となっている。今後も、分譲住宅の販売促進に一層努められたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先の地方公共団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。

ウ 県営住宅の管理において、県営住宅使用料の平成18年度末の収入未済額は、約1億5,288万円で、前年度に比し約788万円減少しているものの、不納欠損額が約1,756万円となっており、多額の未納欠損処分が行われている。

今後、県住宅環境課及び県営住宅委託管理人と連携し、未収金及び不納欠損額の減少に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に一層努力されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成19年10月1日付け和歌山県報号外(4)和歌山県人事委員会規則第29号中

ページ	段	行目	誤	正
5	左	下から15	第13条第1項第6号中「第6条の2」を「第7条」に、	第13条第1項第6号中
		下から9	第13条第2項第5号中「第6条の2」を「第7条」に、	第13条第2項第5号中

正 誤

平成19年10月1日付け和歌山県報号外(4)和歌山県人事委員会規則第30号中

ページ	段	行目	誤	正
7	左	上から1	第14条第1項第6号中「第6条の2」を「第7条」に、	第14条第1項第6号中
		上から7	第14条第2項第5号中「第6条の2」を「第7条」に、	第14条第2項第5号中

正 誤

平成19年10月1日付け和歌山県報号外(4)和歌山県人事
委員会規則第31号中

ページ	段	行目	誤	正
8	左	下から13	第14条第1項第5号 中「第6条の2」を 「第7条」に、	第14条第1項第5号 中
		下から7	第14条第2項第4号 中「第6条の2」を 「第7条」に、	第14条第2項第4号 中
	右	上から8	第14条の6第1項	第14条の6第2項
9	左	上から5	第2条第1項第5号	第2条第1項第4号
		上から5及 び6	第2条第1項第6号	第2条第1項第5号